

岩手県監査委員告示第22号

監査結果の公表（平成28年岩手県監査委員告示第1号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年3月29日

岩手県監査委員 高橋 元
岩手県監査委員 嵯峨 壱朗
岩手県監査委員 吉田 政司
岩手県監査委員 工藤 洋子

1 監査対象機関名 岩手県名古屋事務所

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 平成27年9月29日

(2) 本監査実施日 平成27年11月12日

3 監査結果の公表の日 平成28年1月5日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
財産の管理に当たり、財産管理副簿の整理がなされていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	財産の管理に当たっては、不適正なものを是正するとともに、全ての財産について、財産管理副簿と現況を照合し、適正に処理されていることを確認した。 今後は、年度当初の契約更新時に照合確認を徹底することにより、再発防止に努めることとした。